

季節労働者 資格取得促進事業

» 指定教育訓練(運転免許・国家資格など)を受講される方には

受講経費の

(検定料・印紙代・旅費などは除く)

50% 限度額 166,666円を助成

- 大型、大型特殊、大型2種、けん引、普通2種、中型、中型2種免許
- 2級土木施工管理技士、2級建築士、クレーン・デリック運転士、ボイラー技士などの国家資格
- 車両系建設機械、フォークリフト、各種作業主任者などの技能講習
- 介護職員初任者研修、介護福祉士などの医療福祉資格

受講計画の承認・助成金交付について

- 必ず協議会で通年雇用化に向けた相談をしてから、教育訓練の受講を開始してください。
- 指定教育訓練の受講計画承認申請時には、教育機関の発行した受講料・受講日程が記載された受付表や受講のスケジュール表(時間割)が必要です。
- 助成金の交付申請期限は、資格取得後1ヶ月以内または令和2年3月17日のいずれか早い日とします。

» 特別教育・安全衛生教育を受講される方には

受講経費の

(検定料・印紙代・旅費などは除く)

50%

限度額 30,000円を助成

- アーク溶接、ローラー、チェンソー、フルハーネス型墜落制止用器具、粉じん作業などの特別教育
- 刈払機取扱作業者、職長・安全衛生責任者、振動工具取扱などの安全衛生教育

» 出張講習(特別教育など)を受講される方には

受講経費の

(検定料・印紙代・旅費などは除く)

全額を助成

※年に数回実施予定

- 実施する講習科目や時期は、企業と季節労働者の要望、意見などを反映し開催

十勝北西部通年雇用促進協議会は、季節労働者の通年雇用化を支援しています。

お問い合わせ

十勝北西部通年雇用促進協議会

音更町役場1階商工観光課内 ☎080-0198 河東郡音更町元町2番地



— 季節労働者専用ダイヤル —

0120-980-454

TEL.0155-42-5411 FAX 0155-42-5412 HPアドレス <https://hokuseibu.com/>

